

世帯状況報告書兼同意書

使用目的	子どものための「教育・保育給付認定」「施設等利用給付認定」「多子世帯利用給付認定」及び保育料等算定業務（幼稚園・保育所等及び認可外保育施設等の利用関係事務）		
1 現在の状況			
<input type="checkbox"/> (1) 離婚が成立した（住民票が別々になっていることが必須です）・未婚で児童を扶養している			
(2) 離婚前提での別居を開始し、住民票を異動した ※1			
<input type="checkbox"/> 離婚調停中・又は裁判にて係争中	必要書類	調停期日通知、弁護士との契約書等	
<input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力等を理由に避難をしている		警察等における証明・相談記録等	
<input type="checkbox"/> その他		左記の事項を証明する書類	
(3) 離婚前提での別居を開始したが、住民票を異動していない ※2			
<input type="checkbox"/> 離婚調停中・又は裁判にて係争中	必要書類	調停期日通知、弁護士との契約書等	
<input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力等を理由に避難をしている		公的機関等における証明	
<input type="checkbox"/> その他		左記の事項を証明する書類	
※1 (2)については、必要書類の添付がなくても入所申込みはできますが、ひとり親として保育料の算定はできません。			
※2 (3)については、 <u>入所申込み及び保育料算定に当たり必要書類の添付が必須</u> です。 住民票の異動ができない理由を「2 世帯の状況」に記載し、必要書類を添付してください。			
2 世帯の状況			
(保護者以外の) 世帯員	名 前	申込児童からみた続柄	生年月日
世帯の状況 (裏面を参考に記入してください)			

福山市長 様

上記のとおり報告するとともに、次のことについて同意します。

- 1 世帯状況報告書の内容に虚偽があった場合は、教育・保育給付認定が取り消され、保育所等を退所すること
- 2 世帯状況報告書の内容に虚偽があった場合は、施設等利用給付認定又は多子世帯利用給付認定が取り消され、施設等給付又は多子世帯利用給付の支給対象外となること
- 3 報告書の内容に変更があった場合は、速やかに福山市に変更内容を届け出ること

年 月 日

住所

保護者名 (自署)

世帯の状況の記入例

記入例 1：ひとり親家庭（同居なし）の場合

「私は現在私の収入だけで児童〇人を扶養し、健康保険についても私の扶養に入れて生計を立てています。私と子どもだけで生活しており、他の同居者はいません。」

記入例 2：ひとり親家庭（同居あり）の場合

「私は現在児童の祖父母と同居しております。求職活動中で、児童の父親からの生活費・養育費等の支払はなく、祖父母と生計を一にしております。就労先が決まり、収入が安定したら私の収入だけで子どもを扶養していく予定です。」

記入例 3：未婚の母子の場合

「私は〇年〇月〇日に未婚で児童〇〇〇〇を出産しましたが、児童の父親と婚姻予定はなく同居も行き来もしていません。また、児童の父親から生活費・養育費等の支払も全く受けておらず、現在私の収入だけで児童を扶養し、健康保険についても私の扶養に入れて生計を立てています。児童扶養手当については今後申請予定です。」

記入例 4：離婚調停中の場合

「私は現在配偶者と離婚調停中で、生活費・養育費等の支払はなく、健康保険についても私の扶養に入れて生計を立てています。今後離婚が成立したら添付書類をそろえて変更届を提出します。」

記入例 5：配偶者からの暴力等を理由に避難している場合

「私と児童は配偶者からの暴力等を理由に現在避難しており、支援措置を受けています。このため、住民票を異動することができませんが、そのことを証明する添付書類を提出します。今後離婚が成立したら添付書類をそろえて変更届を提出します。」